

青森県消費生活センターマスコットキャラクター「テルミちゃん」イラスト使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県消費生活センター（以下「県センター」という。）が、青森県（以下「県」という。）が青森県消費生活センター業務の一部を委託した者以外の者が行う消費者行政を推進するための事業に対して、青森県消費生活センターマスコットキャラクター「テルミちゃん」のイラストの使用を承認する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 使用の承認は、次の各号に掲げる基準により審査し、行う。

(1) 事業を行う者の基準

次のいずれかに該当するものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人又はこれに準じる団体

ウ その他使用承認を申請する者の存在が明確で、事務遂行能力が十分であると判断される団体（実行委員会等）

(2) 事業内容の基準

次のいずれにも該当するものであること。

ア 事業の目的及び内容が消費者行政の推進に資すると認められるものであること

イ 営利を目的としないもの

ウ 法令若しくは公序良俗に反しないもの

エ 宗教的目的を有しないもの

オ 政治的目的を有しないもの

(3) その他

次のいずれにも該当しないものであること。

ア 県又は県センターの信用若しくはイメージを損なうおそれがあること

イ その他青森県消費生活センター所長（以下「所長」という。）が不適當と認めること

(申請手続及び使用承認)

第3条 使用しようとする者は、使用承認申請書（第1号様式又は同様の内容を記載した書面をいう。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書面を添付し、原則として、使用を開始する日から起算して15日前までに、所長に申請するものとする。

(1) 使用を希望するイラストの図案及びイラストを使用して作成する物品又は電子データの原稿（写真、図面又は電子データを含む。）。

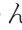
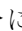
(2) その他所長が必要と認める書類。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、第4条の規定による使用の条件を付して使用承認通知書（第2号様式）、また、使用を承認しない場合にあってはその理由を付して、使用不承認通知書（第3号様式）により通知する。

3 所長は、前項の規定によりイラストの使用を承認した場合は、使用承認通知書とあわせて使用者にイラストを電子データ等により提供する。

(使用の条件)

第4条 使用に当たっての条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用料は、無料とする。
- (2) 承認した目的以外には使用しないこと。
- (3) 承認を受けたイラストの使用に係る権利を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 県は、承認に伴う事業経費等の負担及び事故等の責任を負わないこと。
- (5) 使用に当たり故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償すること。
- (6) 使用に当たっては、画像の拡大又は縮小(いずれも画像の縦横比を変更しないものに限る。)を除き、その形状を変更しないこと。
- (7) 使用に当たっては、印刷等の都合により画像を単一の色の濃淡等で表現する場合を除き、色彩を変更しないこと。なお、表示媒体等の違いから生じる色調の微妙な差異については、原版と同一の色彩を保持しているものとみなす。
- (8) 使用に当たっては、同一視野内に「青森県消費生活センターマスコットキャラクターテルミちゃん  (Tel Me)」の文言を表示すること。ただし、当該文言を表示することが困難である場合には、「テルミちゃん  (Tel Me)」の表示をもって本号の条件に代えることができる。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県が付した条件に従うこと。

(承認の変更)

第5条 使用者は、申請書に記載した使用内容に変更が生じる場合は、事前に連絡のうえ、速やかに使用承認変更届(第4号様式)を所長に提出するものとする。

(承認の取消)

第6条 所長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は承認の際に付した条件に違反したとき。
 - (2) 使用方法が申請内容と異なるとき。
- 2 所長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用承認取消通知書(第5号様式)により使用者に通知する。
- 3 県は、第1項の規定により承認を取り消したことにより使用者にいかなる損害が生じた場合であっても、その責めを負わないものとする。

(使用の報告)

第7条 使用者は、使用状況について、当該使用承認を受けた事業の完了後速やかに、使用状況報告書(第6号様式又は同様の内容を記載した書面をいう。)に、イラストを使用して作成した物品又は電子データを添付して、所長に報告するものとする。

- 2 前条の規定により承認を取り消されたときは、使用承認取消通知書の受領後速やかに、その時点までの使用状況について、前項の規定を準用して報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月21日から施行する。